

罪責ごとにナンバリングする!

∴ 罪数処理の際に便利

刑法

R2 期末試験 問1

1. 傷害致死罪 (刑法 205条)

甲の ——— という行為について 傷害致死罪の成立が考えられる。

(1) 構成要件 ① 傷害 ② 死 ③ 因果関係 ④ 故意

ア. ①について

傷害とは ——— である。

規範

短く出来る!
今日だと
④が正しいok

甲は、——— という行為により、顔面にケガを負わせ、人の生理的機能を害した。よって、上記行為は ① に該当する。

事実の指示

評価

結論

イ. ③について

危険の現実化説

{ a 行為に脳毒による死を生じさせる危険を有するものか
b 現実には発生したか

分解する

規範と覚えるだけでなく、

分解し、あてはめていくところまで理解する!

ウ. ④について

甲は A を殴るという行為について 認識しているので、故意が認められる。

エ. よって、甲の第3暴行は傷害致死罪の構成要件に該当する

(2) 連貫性

(3) 責任

(4) よって、～ に成立する。 = 科刑

R2 期末試験 問2

事実とどのよう

に評価するかを学ぶ

⇒ 判例の言、まわしを覚える

第1 乙の罪責

1. 住居侵入罪 (130条前, 60条)

2. 強盗罪 (236条1項, 60条)

特定の犯罪行為について、

自己の犯罪として遂行することの合意

第2 甲の罪責

1. 住居侵入罪

2. 強盗罪

共謀共同正犯

① 共謀 ② 共謀に基づく実行行為

→ 意思連絡
→ 正犯意思

科刑上一罪は

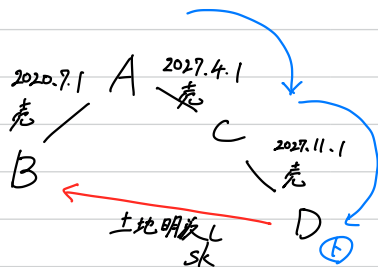
両罪とも検討する必要がある

民法

R2 期末試験 夜内1

1. 時系列

2020. 7. 1 AB売買 (A→B 引渡し)
 2027. 4. 1 AC売買 (A→C ④)
 2027. 11. 7 CD売買 (C→D ④)
 2031. 1. 20 D→B 明渡し



2. 原告の主張は?

Xに求めるものは?

→ 土地の明渡し

- ex) 所有権に基づく返還請求権 と 明渡し請求権
 占有権 "
 売買契約に基づく目的物引渡し請求権

返還 — 占有
 妨害排除 — 占有以外 ④

} 訴訟物

D→B 所有権に基づく返還請求権

返還請求権に認めらるための要件は

- ① 所有権があること (A→C→D)
- ② 相手方の占有 (B占有)
- ③ 相手方に占有権原がない

Bの反論

①の事実 (AB売買)

⇒ Dは④具備

第三者とは _____
あてはめ $A \rightarrow C \rightarrow D$ / 背信的でない

2 所有権喪失の抗弁 = 時効取得 (162条2項)

推定される
↓
〜 という事情もある
↓
みな全てをくつがた事情なし

- 要件
- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 所有の意思 | AB売買 かっ 貸付置場 |
| ② 平穩・公然 | AB売買 |
| ③ 10年間 | 引渡し + 2030.7.1時点で占有 |
| ④ 占有開始時の善意 | (自己に所有権があると信じた) |
| ⑤ 無過失 | (信じたことについて、确实調査を尽くした) |
| ⑥ 他人の物 | (自己の物 ok) |
| ⑦ 援用 | |

↓
あてはめ

↓
時効取得成立

↓
時効取得を D に対抗できるか?

時効完成前

↓
物変換の当否
と類似の内容

↓
① なくして対抗可能

時効完成後

↓
① 先後で決まる

本文⇒主張
対し書⇒反論

R2 期末試験 設問2

G→C 売買契約に基づく売買残金支払請求

要件

・ 有権代理 (99条1項)

○ E代金△円で売買するという売買契約の締結

① 代理行為 (EG間でC所有の乙に代る売買契約の締結)

② 顕名 (Cの代理人と称した)

③ 代理行為に先立つ代理権授与 (C→Eに対する代理権授与は否…)
(C→Fに対するもの)

C→G

③ 否… (113条1項) 否認

G→C

表見代理 (109条1項) の成立を主張

要件

① 代理権授与表示

② 表示された代理権の範囲内の行為

③ 悪意でなく、有過失でも否…こと

善意・無過失では否…!

∴ 主張・立証責任

109I
悪意・有過失
を立証

本人

代理人

第三者

109II
「正当な理由」を立証

帰責性の大小
の問題